

議案第2号

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正の専決処理に関し承認 を求めることについて

平成28年4月5日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 改正の趣旨

職員等の退職管理に関する規則の制定、職員の任用に関する規則の一部改正等に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 改正の内容

- (1) 行政不服審査法の全部改正に伴い、引用する規則名に関する規定等について所要の整備をすること。(第5条第10号関係)
- (2) 職員等の退職管理に関する規則の制定に伴い、新たに局長専決事項を規定すること。(第5条第12号関係)
- (3) 職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、任命権者が当委員会に対して試験等を実施する場合の協議に関する規定及び職員を転任する場合の承認に関する規定並びに選考による採用又は昇任に係る承認に関する規定が削除されることに伴い関係条項を削除すること。(第5条第16号、第17号及び第19号関係)
- (4) 職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、局長専決事項の規定及び「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改める等の所要の整備をすること。(第5条第17号及び第20号関係)
- (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正に伴い、引用する条文及び運用通知に関する規定について所要の整備をすること。(第5条第57号及び第58号関係)
- (6) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴い、「正規の試験」を「採用試験」に改めること。(第6条第17号関係)
- (7) その他所要の整理をすること。(第5条第12号-第63号関係)

第3 施行期日(附則関係)

平成28年4月1日から施行すること。

専 決 処 理 書

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和 41 年岩手県人事委員会訓令第 1 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、同規程第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、専決処理する。

平成 28 年 3 月 29 日

岩手県人事委員会事務局長 佐藤 新

岩手県人事委員会訓令第3号

岩手県人事委員会事務局

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u>（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）第46条第1項の規定に基づく<u>不服申立ての取下げを受理すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p><u>(12) [略]</u></p> <p><u>(13) [略]</u></p> <p><u>(14) [略]</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p> <p><u>(16) 職員の任用に関する規則</u>（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号。以下「任用規則」という。）第7条第3項の規定による協議に応ずること。</p> <p><u>(17) 任用規則第8条第3号に規定する転任を承認すること</u>。ただし、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第2項の規定に基づく級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）並びに「企業職員に係る選考基準について」の通知（昭和60年12月24日付け人委職第165号）別表第1及び別表第2に定める職務区分表に掲げる職務の級である職のうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職に係るもの</p> <p><u>を除く。</u></p> <p><u>ア 行政職給料表の職務の級8級、9級及び10級</u></p> <p><u>イ 公安職給料表の職務の級8級及び9級</u></p> <p><u>ウ 教育職給料表(1)の職務の級4級</u></p> <p><u>エ 教育職給料表(2)の職務の級4級</u></p> <p><u>オ 研究職給料表の職務の級5級</u></p> <p><u>カ 医療職給料表(1)の職務の級4級</u></p> <p><u>キ 医療職給料表(2)の職務の級7級</u></p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u>（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）第46条第1項の規定に基づく<u>審査請求の取下げを受理すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p><u>(12) 職員等の退職管理に応ずること。</u></p> <p><u>(13) [略]</u></p> <p><u>(14) [略]</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p> <p><u>(16) [略]</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

ク 医療職給料表(3)の職務の級7級

(18) 任用規則第14条第2号から第5号まで及び第10号並びに第15条第2号から第4号までの規定による職の承認をし、並びに任用規則第14条各号に掲げる職（同条第1号に掲げる職のうち、委員会付議級である職を除く。）及び任用規則第15条第2号から第4号までに掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。

(17) 職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号。以下「任用規則」という。）第14条第2号から第4号まで及び第10号の規定による職の承認をし、並びに同条第1号から第4号まで及び第10号に掲げる職（同条第1号に掲げる職であって、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第3条第1項の規定に基づく級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）に掲げるもののうち、次に掲げる職務の級（以下「委員会付議級」という。）である職を除く。）に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。

ア 行政職給料表の職務の級8級、9級及び10級

イ 公安職給料表の職務の級8級及び9級

ウ 教育職給料表(1)の職務の級4級

エ 教育職給料表(2)の職務の級4級

オ 研究職給料表の職務の級5級

カ 医療職給料表(1)の職務の級4級

キ 医療職給料表(2)の職務の級7級

ク 医療職給料表(3)の職務の級7級

(19) 任用規則第16条の規定による職の承認をし、及び同条各号に掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。

(20) 任用候補者名簿に関すること。

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(30) [略]

(31) [略]

(32) [略]

(33) [略]

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(削る)

(18) 採用候補者名簿に関すること。

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(30) [略]

(31) [略]

(32) [略]

(33) [略]

(34) [略]

(35) [略]

(38) [略]	(36) [略]
(39) [略]	(37) [略]
(40) [略]	(38) [略]
(41) [略]	(39) [略]
(42) [略]	(40) [略]
(43) [略]	(41) [略]
(44) [略]	(42) [略]
(45) [略]	(43) [略]
(46) [略]	(44) [略]
(47) [略]	(45) [略]
(48) [略]	(46) [略]
(49) [略]	(47) [略]
(50) [略]	(48) [略]
(51) [略]	(49) [略]
(52) [略]	(50) [略]
(53) [略]	(51) [略]
(54) [略]	(52) [略]
(55) [略]	(53) [略]
(56) [略]	(54) [略]
(57) 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年 岩手県人事委員会規則第28号） <u>第7条</u> の規定により任用規 則 <u>第9条第2項</u> に規定する試験（同項第4号に規定する試 験を除く。）の結果により採用された者に相当する者とし て認めること。	(55) 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年 岩手県人事委員会規則第28号） <u>第6条</u> の規定により任用規 則 <u>第9条第1項</u> に規定する試験（同項第4号に規定する試 験を除く。）の結果により採用された者に相当する者とし て認めること。
(58) 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例の運用に ついて」の通知（平成14年10月9日付け人委職第154号） <u>条例第4条第4項及び規則第6条関係第2項</u> の規定により 協議に応ずること。	(56) 「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例の運用に ついて」の通知（平成14年10月9日付け人委職第154号） <u>条例第7条第4項及び規則第5条関係第2項</u> の規定により 協議に応ずること。
(59) [略]	(57) [略]
(60) [略]	(58) [略]
(61) [略]	(59) [略]
(62) [略]	(60) [略]
(63) [略]	(61) [略]
(総括課長専決事項)	
第6条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	
(1)～(16) [略]	(1)～(16) [略]
(17) 初任給等規則第5条第2項第3号の規定により級別資 格基準表の適用について <u>正規の試験</u> の結果に基づいて職員 となった者に準じて取り扱うことについて承認すること。	(17) 初任給等規則第5条第2項第3号の規定により級別資 格基準表の適用について <u>採用試験</u> の結果に基づいて職員と なった者に準じて取り扱うことについて承認すること。
(18)～(50) [略]	(18)～(50) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

2-6

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。